

厚岸町ふるさと納税返礼品協力事業者募集要領

1 目的

厚岸町では、ふるさと納税制度による地元特産品などのPR、販路拡大及び地元経済の活性化などの相乗効果を図るため、本町へふるさと納税をされた方へ返礼品として進呈する商品・サービスを提供していただける法人、団体または個人事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 応募条件

(1) 協力事業者について

次の条件を全て満たすことが必要となります。

- ア 各種法令・条例・規則などに沿った生産・製造・販売を行っていること。
- イ 原則として、本社（本店）、支社（支店）、事業所または工場が厚岸町内にある法人、団体または個人事業者であること。ただし、厚岸町内で生産されたものを主たる原材料として製造・販売・サービスの提供等を行っている法人、団体または個人事業者においては、厚岸町をPRしていると認められる場合に限り認める。
- ウ 厚岸町の公納金を滞納していないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員などでないこと。

(2) 返礼品について

次の条件を全て満たしている商品またはサービスを募集します。

- ア 厚岸町の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素を持つものであること。
- イ 平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準や、総務省通知に適合するものであること。
- ウ 品質、数量ともに安定した供給が見込めるものであること。ただし、期間限定・季節限定・数量限定で供給可能なものは、取り扱うこととします。
- エ 宿泊券などのサービスの場合は、原則として有効期限が発行日から1年間以上あるものであること。
- オ 商品は、「単品」、「詰め合わせ」どちらでも可とします。
- カ 商品情報の開示が可能であること。
- キ 原則として、取りまとめ委託事業者が指定する宅配業者を使用し、配送が可

能なものであること。ただし、指定する宅配業者以外を使用することも可能です。

(3) 返礼品の金額区分について

寄附区分は、返礼品の価格（税込、包装代・梱包代を含む）が寄附金額の3割以下となるよう千円単位で設定します。

<寄附区分の一例>

返礼品価格 2,401円～2,700円 . . . 寄附区分 9,000円

返礼品価格 2,701円～3,000円 . . . 寄附区分10,000円

返礼品価格 4,201円～4,500円 . . . 寄附区分15,000円

なお、返礼品の費用・送料は、別途厚岸町が負担します。

(4) 協力事業者のメリット

ア ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載しますので、全国に商品などをPRすることができます。

イ 商品の発送の際、自社の商品カタログ、チラシなどを同梱して発送することができますので、リピーターの増加にもつながります。

3 返礼品取りまとめ委託事業者

効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理、苦情対応に万全を期すため、返礼品取扱業務全般を、下記事業者に委託します。

レッドホースコーポレーション株式会社

本社連絡先 〒130-0015

東京都墨田区横網1-10-15 KOKUGIKAN FRONT BUILDING 2階

電話：0570-00-3155

株式会社さとふる

本社連絡先 〒104-0031

東京都中央区京橋2丁目2-1 京橋エドグラン13階

電話：03-6895-2991

4 申込方法

(1) 申込期間

随時

(2) 提出書類

ア 厚岸町ふるさと納税協力事業者登録申込書（誓約書兼同意書）

イ 公納金納入状況確認に係る同意書

5 登録の解除等

次のいずれかに該当する場合は、協力事業者の登録を解除します。

(1) 協力事業者が本町に登録解除を申し出たとき。

(2) 2 応募条件(1)及び(2)に規定する事項を満たさなくなったとき。

(3) 申請内容に虚偽があったとき。

(4) 本町または寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、または重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。

(5) 返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、協力事業者の責任が重いと本町が判断したとき。または、同様のクレームが多発するとき。

(6) その他ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

6 その他留意事項

(1) 協力事業者は、厚岸町から提供された寄附者の個人情報について、関係法令などを遵守し、適正に取り扱わなければなりません。

(2) 返礼品は、寄附者が申込時に選択された場合に提供をお願いするものですので、選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 登録された返礼品を変更・辞退する場合は、事前に取りまとめ委託事業者にご連絡ください。

(4) 返礼品の品質などに関する寄附者からの苦情などは、基本的には取りまとめ委託事業者が設置するコールセンターで受けることとなりますが、もしも寄附者から協力事業者へ直接苦情などがあった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について取りまとめ委託事業者へ必ずご報告ください。なお、品質などによる保証や、苦情などの対応については、厚岸町は一切の責任を負いません。

(5) 厚岸町は、協力事業者または商品・サービスがこの要項に定める条件に適合しなくなったと認める場合には、商品調達を中止することができます。

【お問い合わせ先】

厚岸町観光商工課観光係

〒088-1192 厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地

電話：0153-52-3131

FAX：0153-52-3138

Email：furusato@akkeshi-town.jp